

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

国分寺市長 殿

国分寺市低所得世帯向けエアコン設置事業補助金交付申請書

国分寺市低所得世帯向けエアコン設置事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により次のとおり申請します。

※申請は裏面に記載の誓約・同意事項を確認の上、記載してください

申請者	住所（〒 - ）
	フリガナ 氏 名
電話番号	
住宅状況（○をつけてください） 自家・賃貸（借家 マンション・アパート 公営住宅 シェアハウス） その他（ ）	

（以下に記載する書類を添付してください）

- ・本人確認ができる書類の写し（例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、各種福祉手帳及び住民票の写し等）
- ・令和7年度分若しくは令和8年度分の課税状況を証明する書類（世帯全員分。対象年度の課税額が国分寺市で確認できる場合は提出を省略可能）
- ・同意書（様式第1号）（賃貸住宅に居住する場合に限る。市営住宅又は都営住宅や自己所有の住居に居住している申請者は除く）

（注意事項）

- ・交付決定前に購入したエアコンは補助対象外です。
- ・申請期限は令和8年12月28日（消印有効）です。
- ・エアコンの補助は1つの住宅に対して、1台のみです。
- ・裏面の「誓約・同意事項」を確認し、申請者の氏名を自署してください。

裏面に続く

誓約・同意事項

国分寺市低所得世帯向けエアコン設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付要件（※）に該当するため、同意のもと申請書を提出します。

※補助金の対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ①世帯の全員が、令和7年度分若しくは令和8年度分住民税非課税世帯又は住民税均等割のみの課税世帯です。
- ②世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③自治体で実施する同様の給付金の交付を受けた者はいません。
- ④居住する住宅にエアコンが設置されていない、住宅に設置されているエアコンが故障により使用できない又は住宅に設置されているエアコンが、2011年製造以前のエアコン1台しかない世帯です。
- ⑤補助金の交付要件の該当性等の審査をするため、国分寺市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑥補助金の交付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や補助金の交付要件に該当しないことが判明した場合には、補助金を返還します。
- ⑦市長が必要と認める場合は、実地調査（訪問）に協力します。

申請者自署：_____